

次世代自動車部品等参入促進事業委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

次世代自動車部品等参入促進事業委託業務

2 業務の目的

CASEや脱炭素など、大きな変革への対応が求められる一方、コロナ禍で厳しい状況にある道内自動車部品メーカー等の喫緊の課題である次世代自動車部品等の開発・生産に向け、参入促進に必要とされる支援を行う。

3 委託業務の内容

(1) 専門講座の実施

次世代自動車部品等への参入を目指す企業にヒアリングを実施し、次世代自動車に係る部品等のテーマを設定した上で、今後道内において製品開発や量産化に向けた人材を育成するため、専門的な講座を実施する。

- [ヒアリング] 次世代自動車関連部品に参入意欲・可能性のある等、道内ものづくり企業10社以上に、どのような部品・分野の講座を希望するかヒアリング
- [講座回数] 5回（1回あたり約2時間以上）
- [実施方法] 札幌市近郊の会場とオンラインとの併用開催
- [講師] 大学、産業支援機関、及び先進企業における有識者
1講座あたり1～2名
- [会場] 受講者の前後左右の座席との身体的距離の確保など、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施できる十分な会場の広さを確保
- [内容] ヒアリングの結果や講座後のアンケートで要望のあった事項（想定例：バッテリー、モーターなどの次世代自動車部品等）や新規参入に向けた取組に必要な事項などについて
- [参加人数] 1講座あたり3社8名以上
- [留意事項] ・ 参加者へのアンケート（理解度・満足度・講座内容の要望など）を実施すること。
・ 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とすること。

(2) 事業実施報告書の作成及び提出

事業実施報告書

上記（1）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）：紙媒体1部及び電子媒体1部

※提出期限：令和5年（2023年）2月28日（火）

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

(3) その他 ・ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議に

より提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

また、本入札は、令和4年度の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。

- ・ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	
	①実施体制・役割等
2 実施手法	
	①業務処理工程表・経費内訳
3 実施方策	
	①専門講座について
4 実績	
	①過去の実績
5 追加提案	
	①追加提案

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費内訳については、業務を効率的かつ効果的に実施できる内容とする。
- ウ 「専門講座について」については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料
- (2) 様式 参加表明書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加表明書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）5月12日（木）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）5月12日（木）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係（担当：堀内）

電話 011-204-5323 F A X 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。